## 動物の輸出入検疫速報(平成30年4月分)

(単位:頭、羽)

			(単位:與、羽 <i>)</i>
	用途	輸 入	輸出
	乳用繁殖用	292	-
	肉用繁殖用	-	-
牛	│ 肥育用    │	1,496	-
	と畜場直行用	ı	I
	その他	-	-
豚	│ 繁殖用 │	52	-
***	その他	-	-
めん羊	33		
山羊		-	
その他の偶蹄類			
-	繁殖用		-
	乗用	26	
馬	競走用	28	
Wal.	肥育用	214	-
	と畜場直行用	_	-
	その他	_	_
その他の馬科		-	-
うさぎ		365	25
寒	-	-	
うずら	-	-	
だちょう	-	-	
七面鳥	-	-	
あひる	-	-	
がちょう	-	-	
その他のかも目の鳥類		-	-
きじ		-	-
ほろほろ鳥		_	_
初生ひな(鶏)		70,917	-
初生ひな(その他)		3,170	
種卵(個)	-	-	
蜜蜂(群)		356	-
指定検疫物以外の動物(注2)			10,791
犬	569	687	
猫	225	208	
あらいぐま	_	_	
きつね	_	_	
スカンク	_	_	
サル	_		

## (資料)動物検疫所調べ

- (注)1 解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。 2 家畜伝染病予防法第45条第1項第1号に基づく検査を実施した動物。

. m. der	骨	砕骨	蹄角	骨腱	蹄角粉	その他の骨	計
骨類	1,435,181	1,116,439	34,421	37,873	-	-	2,623,915
	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	鹿肉	その他の 偶蹄類肉	加熱処理牛肉
肉類	55,795,112	95,452,439	3,183,737	39,971	5,067	-	252,194
	加熱処理豚肉	加熱処理 その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理 ソーセージ	ベーコン
	1,185,091	-	201,252	5,751	896,890	1,506,709	146,969
	加熱処理	馬肉	うさぎ肉	家きん肉	犬肉	非加熱 その他の肉	加熱処理その他の肉
	267	558,884	4,024	51,406,730	_	661,401	4,084,168
	加熱処理	加熱処理 その他の家きん					計
	36,403,585	3,045,052					254,835,293
	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	加熱処理 牛の臓器	加熱処理 豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の 臓器
	63,712	4,176	17,652	- 1 V (MA) THE	——————————————————————————————————————	-	93,039
	消化管等	加熱処理 消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱 その他の臓器	加熱処理 その他の臓器	加熱処理 家きん臓器・消化管
職器類	2,766,674	1	349,335	4,099,721	15	- C 02 12 02 00 10 10	227,809
	加熱処理その他の家きん臓器						計
	-						7,622,134
	食用殼付卵	液卵	その他の卵				計
卵類	-	385,370	-				385,370
	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	鹿皮	その他の 偶蹄類の皮	馬皮
	1,821,513	106,079	12,673	3,323	28,827	-	94,166
皮類	うさぎ皮	犬皮	その他の皮				計
	29,400	_	-				2,095,981
	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	鹿毛	その他の 偶蹄類の毛	馬毛
~ #	-	4,633	-	16,924	_	2,741	2,143
毛類	うさぎ毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	8,000	149,734	-	_			184,174
	チーズ	バター	偶蹄類動物の飼料用乳製品	その他の乳製品			計
人製品類	21,634,839	1,476,648	3,292,504	3,661,517			30,065,508
	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉·羽毛粉			計
ール類	86,877	4,812	-	-			91,689
その他	精液 (アンプル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
畜産物	80,563	245	-				0
L > #=	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				計
わら類	15,422,190	15,440	127,770				15,565,400
						1	総計

## 資料)動物検疫所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
  - また、数量については、ことわりのない限り、Kg集計できるもののみを集計している。
  - 2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
  - 3.「家きん肉」は、鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょう、その他のかも目の鳥類由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコン。
  - 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家きん、うさぎ、犬の臓器を含む。
  - 5.「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
  - 6. 「その他の肉、臓器」には、餃子やピザなど肉(臓器)を含む調製品である。
  - 7.「加熱処理牛肉、加熱処理豚肉、加熱処理その他の偶蹄類」、「加熱処理ハム、加熱処理ソーセージ、加熱処理ベーコン」は 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもの。なお、家きん肉由来のものは含まない。
  - 8. 「加熱処理家きん肉」は、農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がされた、鶏、うずら、きじ、だちょ う、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコンである。
  - 9. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
  - 10. 総計に「その他の畜産物」は含めない。
  - 11. 類別の計は、集計対象が無い場合「O」と記す。

•	砕骨	蹄角	骨腱	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
12	-	-	-	-	-	-
の骨						äl
						5,212
肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	鹿肉	その他の 偶蹄類肉	ハム
931	402,719	-	-	0	-	243
:一ジ	ベーコン	馬肉	うさぎ肉	家きん肉	犬肉	その他の肉
96	578	-	-	921,745	-	84,628
						äl
						1,718,939
器	豚臓器	その他の偶蹄類 の臓器	偶蹄類以外の 臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
,	15	_	368	27,411	-	1,335
1熱 の臓器						計
						29,147
- Did	液卵	その他の卵				Ħ
955	1,548	5,746				413,249
皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	鹿皮	その他の 偶蹄類の皮	馬皮
,172	5,689,173	-	-	-	-	-
史	犬皮	その他の皮				Ħ
	-	-				6,706,345
ŧ	豚毛	羊毛	山羊毛	鹿毛	その他の 偶蹄類の毛	馬毛
	-	-	-	-	-	-
手毛	羽毛	犬毛	その他の毛			äl
	29,257	-	-			29,257
·ズ	バター	偶蹄類動物の飼 料用乳製品	その他の 乳製品			äl
19	360	-	106,300			111,210
份	肉粉	肉骨粉	皮粉·羽毛粉			Ħ
)	_	-	-			69
夜 プル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
00	-	253,500				253,500
			•			総計
					-	9,266,927
)(	0	0   -	0 – 253,500	0 – 253,500	0 – 253,500	0   -   253,500

## 資料)動物検疫所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。 また、数量については、ことわりのない限り、Kg集計できるもののみを集計している。
  - 2. 携帯品・郵便物として輸出されたものは除く。
  - 3. 「家きん肉」は、鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょう、その他のかも目の鳥類由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコン。
  - 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家きん、うさぎ、犬の臓器を含む。
  - 5.「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
  - 6. 総計に「その他の畜産物」は含めない。
  - 7. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
  - 8. 類別の計は、集計対象が無い場合「O」と記す。